

新潟市障がい福祉機関における実習生の受入れに関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新潟市立の障がい福祉機関（以下【機関】という。）において、学校等の授業の一環としての実習、又は資格取得のための実習について、その受入れなど必要な事項を定めることを目的とする。

（受け入れの手続き）

第2条 学校等が、機関において学生の実習を希望する場合は、機関の長に対して、実習の受入れの申込みを行うものとする。

2 機関の長は、学校等からの実習の受入れの申込みがあったときは、実習の目的、内容等が適当と認められるものであって、実習生の受入れが機関の業務に支障のないばあいに、受入れを承諾するものとする。

3 機関の長は、学生の実習の受入れを決定した場合は、その旨を申込みをした学校に通知するものとする。

4 機関の長は、学生の実習の受入れを決定した場合は、その旨を障がい福祉課長に通知しなければならない。

（実習期間）

第3条 実習生の実習期間は、原則として1月以内とする。ただし、特に必要と認められる場合は、2月以内とする。

（実習時間）

第4条 機関の長は、学校等と協議の上、実習生の実習期間、実習内容を定めるものとする。

（保菌検査）

第5条 実習生は、受入れを行う機関において、食事介助に携わる場合には、事前に保菌検査を受け、その結果が陰性であることを確認し、その旨を機関の長に報告しなければならない。

（報酬等）

第6条 実習生には、賃金、報酬及び手当は支給しない。

（傷害保険への加入）

第7条 実習生は、実習中の事故に備えて、自己の責任により傷害保険に加入するものとする。

（服務）

第8条 実習生は本市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

2 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

3 実習生は、実習中においては、市職員の指示に従わなければならない。

4 機関の長は、実習生から、前3項の規定を遵守する旨の誓約書を提出させるものとする。

（実習の中止）

第9条 機関の長は、実習生が第8条に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該実習を中止することができる。

（給食の提供）

第10条 受入れを行う機関のは、実習生が希望する場合、給食を提供できるものとし、この場合、実習生から職員と同額の実費を徴収するものとする。

（損害の負担）

第11条 実習中において、実習生の故意又は過失により市又は第三者に損害が生じた場合は、学校等はその損害を賠償しなければならない。

（実習の証明）

第12条 機関の長は、学校等から求められた場合は、実習生の実習期間、実習内容等について証明するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れの実施に関し必要な事項は、機関の長が定める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に、すでに受入れている実習生に係る事項については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。